

No. 1 4

令和4年（9月）

第3回定例会議案

熊谷市

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 6 7 号	熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例等の一部を改正する等の条例	職 員 課	1
第 6 8 号	熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 の一部を改正する条例	職 員 課	3 2
第 6 9 号	熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改 正する条例	職 員 課	3 3
第 7 0 号	熊谷市手数料徴収条例等の一部を改正する条例	建築審査課	3 8
第 7 1 号	熊谷市下水道条例の一部を改正する条例	経 営 課	4 2
第 7 2 号	熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例	経 営 課 下 水 道 課	4 5
第 7 3 号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例の一部を改正する条例	経 営 課	4 6
第 7 4 号	熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税 免除に関する条例の一部を改正する条例	資 産 税 課	4 8
第 7 5 号	熊谷市債権管理条例	納 税 課	4 9
第 7 6 号	工事請負契約の締結について (（仮称）道の駅「くまがや」外周道路整備工事)	東部地域開 発 推 進 室 (契約課)	5 6

議案第 67 号

熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部
を改正する等の条例

(熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成
17 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(降給に関する経過措置)

4 当分の間、熊谷市一般職職員の給与に関する条例附則第 24 項
又は熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17
年条例第 224 号）附則第 4 項の規定による措置については、法
第 27 条第 2 項の規定によるその意に反する降給とみなして、次
項の規定を適用する。

5 前項の措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところ
により、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった
旨の通知を行うものとする。

(熊谷市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊谷市職員の定年等に関する条例(平成 17 年条例第 32 号)
の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 11 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条・第 13 条）

第 5 章 雑則（第 14 条）

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「認めるときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「職員を当該」を「職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず、公務」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「できないとき」を「できず、公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「とき」を「こと」に改め、同条第2項

中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、熊谷市一般職職員の給与に関する条例(平成17年条例第51号)第15条の2第1項及び熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第224号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

- (1) 医療業務に従事する医師 年齢65年
- (2) 用務員、労務作業員及び調理員 年齢63年

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への

降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職

員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日

の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定

する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（法第7条第3項に規定する組合をいい、市が組織するものに限る。）の年齢60年以上退職者を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員（熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第2条の規定による改正前の熊谷市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条各号に掲げる職員を除く。）に係る第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における旧条例第3条第2号に掲げる職員に係る第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、「63年（令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間にあつては、64年）」

とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び旧条例第3条各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第7条各号に掲げる職を占める職員にあっては、当該各号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該末日経過職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

- 第3条 熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の

4 第 1 項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 1 2 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 4 条 熊谷市職員の育児休業等に関する条例(平成 1 7 年条例第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 熊谷市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。第 1 0 条において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第 1 0 条中「又は」を「若しくは」に、「とする」を「又は同条例第 9 条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員とする」に改める。

第 1 5 条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 8 条第 2 号中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(給与条例附則第 2 4 項の規定が適用される育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)

4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第 2 4 項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)(当該額に勤務時間条例が適用される者にあつては、勤務時間条例第 2 条第 2

項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする」とする。

(熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 熊谷市一般職職員の給与に関する条例(平成17年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「55歳に達した」を「次の各号に掲げる」に、「2号給」を「当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める字句に読み替えるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 55歳に達した職員 2号給

(2) 60歳に達した職員 0

第4条第12項を次のように改める。

12 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年条例第37号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削り、第4条の3を第4条の2とする。

第9条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「(第2項の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第16条第3項及び第16条の4第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の7の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条」を「第4条第3項から第11項まで、第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

24 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第2条の規定による改正前の熊谷市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第32号。以下「旧定年等条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第26項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

25 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 旧定年等条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 熊谷市職員の定年等に関する条例（以下この項において「定年等条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条

第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

26 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第24項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第24項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

28 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第24項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第26項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第26項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第24項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第26項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第8条の2第2項及び第16条第5項（第16条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料」とあるのは、「給料と附則第26項、第28項及び第29項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

31 附則第24項から前項までに定めるもののほか、附則第24項の規定による給料月額、附則第26項の規定による給料その他附則第24項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
円	円	円	円	円
274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		235,100	255,400	262,600

基準給料月額	基準給料月額
円	円
272,800	289,100

(熊谷市職員退職手当条例の一部改正)

第6条 熊谷市職員退職手当条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第14条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長に

その旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第18条第1項第2号及び第3号、第19条第1項第2号及び第3号並びに第21条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第10項中「まで」の次に「及び附則第18項から第22項まで」を加える。

附則第11項中「第5条の2」の次に「及び附則第22項」を加える。

附則第12項中「第5条」の次に「又は附則第19項」を加える。

附則に次の5項を加える。

18 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳（熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第2条の規定による改正前の熊谷市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第32号。以下「旧定年等条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳。次項において同じ。）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第18項」とする。

19 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続し

た者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第19項」とする。

20 前2項に規定するもののほか、第4条第1項に規定する者及び第5条に規定する者に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用に関し必要な読替えは、規則で定める。

21 附則第18項及び第19項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

- (1) 旧定年等条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

22 熊谷市一般職職員の給与に関する条例附則第24項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

（熊谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 熊谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（公益的法人等への熊谷市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 公益的法人等への熊谷市職員の派遣等に関する条例（平成20年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1

項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 熊谷市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（熊谷市職員の再任用に関する条例の廃止）

第 9 条 熊谷市職員の再任用に関する条例（平成 17 年条例第 33 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 条中熊谷市職員退職手当条例第 14 条第 4 項の改正規定及び附則第 4 1 項の規定 公布の日

(2) 第 6 条中熊谷市職員退職手当条例第 14 条第 1 1 項第 5 号の改正規定 令和 4 年 10 月 1 日

（熊谷市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 2 条の規定による改正前の熊谷市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年等条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。）について、旧定年等

条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第2条の規定による改正後の熊谷市職員の定年等に関する条例（以下「新定年等条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係る旧定年等条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年（新定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年等条例定年が新定年等条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年等条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新定年等条例第4条第3項から第5項までの規定は、第2項の規

定による勤務について準用する。

(熊谷市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年(旧定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。)に達している者を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年等条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用

(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達している者を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年等条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年等条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年等条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、組合（新定年等条例第13条第1項に規定する組合をいう。以下同じ。）における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年に達している者を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達している者を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 1 2 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
- 1 3 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年等条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達している者を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）に達している者（新定年等条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を従前の勤務実績その他の規則で定める情報

に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢に達している者を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者（新定年等条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

22 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が常時勤務を要する職で、その職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第18項までの規

定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この項から附則第25項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年が基準日の前日における新定年等条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している者とする。

25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している職員とする。

(熊谷市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

26 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年等条例第12条に規定する年齢

60年以上退職者（基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年等条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年等条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

28 暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第3条の規定による改正後の熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 29 暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の熊谷市職員の育児休業等に関する条例第18条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。
(熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 30 旧定年等条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員(施行日から令和11年3月31日までの間に同号に定める年齢に達する職員に限る。)に係る当該期間における第5条の規定による改正後の熊谷市一般職職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第4条第8項第2号の規定の適用については、同号中「0」とあるのは、「2号給」とする。
- 31 新給与条例附則第24項から第31項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 32 暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、当該職員が新給与条例第4条第12項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表(附則第34項において「給料表」という。)の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 33 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規

定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第 4 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 9 条第 2 項並びに第 1 2 条第 2 項及び第 4 項の規定を適用する。

3 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 1 6 条第 3 項の規定を適用する。

3 7 新給与条例第 1 6 条の 4 第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年条例第 号）附則第 8 項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

3 8 新給与条例第 4 条第 3 項から第 1 1 項まで、第 7 条、第 8 条及び第 8 条の 3 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

3 9 附則第 3 2 項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職

員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

(熊谷市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

40 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の熊谷市職員退職手当条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

41 新退職手当条例第14条第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる日以後に同条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(公益的法人等への熊谷市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

42 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の公益的法人等への熊谷市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次号において「令和3年改正地方公務員法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」と、同項第2号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは「令和3年改正地方公務員法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第

3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

令和4年9月1日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「地方公務員法」等の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、当該引上げに係る関係条例の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 68 号

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項第 16 号中「後 8 週間」を「以後 1 年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 14 条第 2 項第 16 号の規定は、この条例の施行の日以後に受ける特別休暇について適用する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

職員の育児参加のための特別休暇を取得することができる期間を拡大したいので、この案を提出するものであります。

議案第 69 号

熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年条例第 38 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (7) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 3 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号中「養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到

達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「する地方等育児休業」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日

(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の

期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日
後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたこと
がない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、
同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、
当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子につ
いて、当該任期が」を「任期を」に、「任期の末日の」を「育児休業に
係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「当該引き続き採用
される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次
に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準
として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期
間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対す
る改正前の第3条第5号及び第11条第6号の規定の適用について
は、なお従前の例による。

令和4年9月1日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の一部改正に伴い、職員に係る再度の育児休業取得要件及び非常勤職員に係る育児休業取得要件の緩和等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 70 号

熊谷市手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(熊谷市手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 熊谷市手数料徴収条例（平成 17 年条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 55 号の 10 中「長期優良住宅建築等計画の認定」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に改め、同号ア(1)(ii)の次に次のように加える。

(iii) 建築を伴わないもの 13,000 円

別表第 55 号の 10 ア(2)(i)(i)の次に次のように加える。

(v) 建築を伴わないもの 25,000 円

別表第 55 号の 10 ア(2)(ii)(i)の次に次のように加える。

(v) 建築を伴わないもの 42,000 円

別表第 55 号の 10 ア(2)(iii)(i)の次に次のように加える。

(v) 建築を伴わないもの 78,000 円

別表第 55 号の 10 ア(2)(iv)(i)の次に次のように加える。

(v) 建築を伴わないもの 118,000 円

別表第 55 号の 10 ア(2)(v)(i)の次に次のように加える。

(v) 建築を伴わないもの 173,000 円

別表第 55 号の 10 ア(2)(vi)(i)の次に次のように加える。

(v) 建築を伴わないもの 300,000 円

別表第 55 号の 10 ア(2)(vii)(i)の次に次のように加える。

(v) 建築を伴わないもの 386,000 円

別表第 55 号の 10 ア(2)(viii)(i)の次に次のように加える。

(v) 建築を伴わないもの 451,000 円

別表第 55 号の 10 イ(1)(ii)の次に次のように加える。

(iii) 建築を伴わないもの 85,000 円

別表第55号の10イ(2)(i)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 194,000円

別表第55号の10イ(2)(ii)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 306,000円

別表第55号の10イ(2)(iii)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 599,000円

別表第55号の10イ(2)(iv)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 1,068,000円

別表第55号の10イ(2)(v)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 1,832,000円

別表第55号の10イ(2)(vi)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 3,384,000円

別表第55号の10イ(2)(vii)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 4,832,000円

別表第55号の10イ(2)(viii)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 5,919,000円

別表第55号の12中「長期優良住宅建築等計画の変更」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に改め、同号ア(1)(ii)の次に次のように加える。

(iii) 建築を伴わないもの 6,500円

別表第55号の12ア(2)(i)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 12,500円

別表第55号の12ア(2)(ii)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 21,000円

別表第55号の12ア(2)(iii)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 39,000円

別表第55号の12ア(2)(iv)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 59,000円

別表第55号の12ア(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 86,500円

別表第55号の12ア(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 150,000円

別表第55号の12ア(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 193,000円

別表第55号の12ア(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 225,500円

別表第55号の12イ(1)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 42,500円

別表第55号の12イ(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 97,000円

別表第55号の12イ(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 153,000円

別表第55号の12イ(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 299,500円

別表第55号の12イ(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 534,000円

別表第55号の12イ(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 916,000円

別表第55号の12イ(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 1,692,000円

別表第55号の12イ(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 2,416,000円

別表第55号の12イ(2)(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 建築を伴わないもの 2,959,500円

別表第55号の15中「長期優良住宅建築等計画の認定」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に改める。

(熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和3年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年2月20日から施行する。

令和4年9月1日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請等に係る審査手数料を新たに徴収したいので、この案を提出するものであります。

議案第 7 1 号

熊谷市下水道条例の一部を改正する条例

熊谷市下水道条例（平成 1 7 年条例第 2 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 7 条関係）

下水道使用料表

使用料の区分		排水汚水量	使用料
一般用	基本使用料 （1 月につき）	1 0 立方メートルまで	1, 1 5 5 円
	従量使用料 （1 立方メートルにつき）	1 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまでの分	1 4 3 円
		3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまでの分	1 6 5 円
		5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分	1 8 7 円
		1 0 0 立方メートルを超え 2 0 0 立方メートルまでの分	2 0 9 円

	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	220円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	253円
	1,000立方メートルを超える分	264円
公衆浴場用（1立方メートルにつき）		57.5円
備考 一般用とは、公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場をいう。）用以外をいう。		

別表第2中	家事污水	一般家庭污水	1世帯4人まで1人当たり
			1人増すご

合併前の熊谷市の区域	8
合併前の妻沼町の区域	6
とに	4

家事污水		一般家庭污水
------	--	--------

1世帯4人まで1人当たり	8	に改める。」
1人増すごとに	4	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している公共下水道の使用で、同日から令和5年5月31日までの間に使用料が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

令和4年9月1日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

下水道使用料の額を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 7 2 号

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年
条例第 2 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 2 号中「9 1, 8 5 0 人」を「9 2, 8 2 0 人」に
改め、同項第 3 号中「4 9, 1 0 5 立方メートル」を「4 9, 5 3 5
立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市下水道事業の経営の規模を変更したいので、この案を提出す
るものであります。

議案第 7 3 号

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

第 1 9 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項」に改める。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（職員の給料に関する特例）

- 4 当分の間、職員（市長が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（次項において「特定日」という。）以後、市長が定める額とする。
- 5 地方公務員法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等（次項において「他の職への降任等」という。）をされた職員であつて、市長が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定める額を給料として支給する。
- 6 他の職への降任等をされた日の前日から引き続き第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（附則第 4 項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支

給する。

- 7 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第5条の3及び第14条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。

令和4年9月1日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

職員の定年年齢の引上げに伴い、60歳に達した職員の給料に関する特例を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 74 号

熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する条例
(平成 26 年条例第 38 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「令和 5 年 1 月 1 日」を「令和 8 年 1 月 1 日」に改
める。

第 5 条第 1 号中「第 10 条第 2 号」を「第 11 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

本市の定住人口の増加を促進するため、固定資産税等に係る課税免
除の対象住宅の適用期限の延長等を行いたいので、この案を提出する
ものであります。

議案第 75 号

熊谷市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。次条において「法」という。）第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権以外のものをいう。

(法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則（法第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。
（台帳の整備）

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を整備しなければならない。ただし、債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。
（債務者に関する情報の共有）

第6条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、かつ、地方税法第22条その他の法令の規定に反しない限りにおいて、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関（熊谷市個人情報保護条例（平成17年条例第11号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（督促）

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、これを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第8条 市長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の執行の停止については、法令等の定めるところにより、これを行わなければならない。

(強制執行等)

第9条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）について、第7条の規定による督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の規定により徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収公債権等（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収公債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収公債権等（第1号に該当する非強制徴収公債権等で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第10条 市長は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1

項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第11条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第12条 市長は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第13条 市長は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれ

かに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収公債権等について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (5) 貸付金に係る非強制徴収公債権等について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第14条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収公債権等について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又

は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日) から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第15条 市長は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

- (4) 第9条の規定による強制執行等の手続又は第11条の規定による債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (5) 第12条の規定により徴収停止の措置をとった場合において、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が失踪、行方不明その他これらに準ずる状態にあり、当該債権について弁済する見込みがないと認められるとき。
- (7) 当該債権（消滅時効について時効の援用を要しないものを除く。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- 2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

令和4年9月1日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

本市の債権管理の適正化を図り、健全な行財政運営に資するため、債権管理に係る事務等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第76号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 名 称 | (仮称)道の駅「くまがや」外周道路整備工事 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市池上地内 |
| 3 | 概 要 | (1) 擁壁工
(2) 地盤改良工
(3) 盛土工 |
| 4 | 契 約 金 額 | 141,691,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 熊谷市久保島1833番地
清水建設工業株式会社
代表取締役 清水 英 樹 |

令和4年9月1日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

(仮称)道の駅「くまがや」外周道路整備工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

